

春日井市こども110番の家活動要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小学生を始め子ども達が、安全安心に暮らせるまちを目指し、地域が一体となって犯罪の発生を未然に防止するため、子どもの避難場所等となるこども110番の家について必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 こども110番の家の活動をする者として委嘱されたもの(以下「委嘱者」という。)は、子どもを犯罪から守るため、次の活動を行うものとする。

- (1) 子どもが避難した場合、子どもの保護並びに警察への緊急通報及び保護者等への連絡
- (2) 不審者を発見したときの警察への通報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもに対する不法行為等を発見したときの警察への通報

(任期)

第3条 委嘱者の任期は、委嘱日から解嘱日(辞退届の日付又は解嘱決定日のいずれか早い日をいう。)までとする。

(申込)

第4条 こども110番の家の委嘱を希望する者は、当該登録する場所の属する通学区の小学校(以下「小学校」という。)に、こども110番の家登録申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を提出しなければならない。

2 前項の申込書の提出を受けた小学校は、申込書に必要な意見を付し、速やかに市長に送付するものとする。

(委嘱)

第5条 市長は、申込書を提出した者のうち、次の要件を全て満たしているものを、こども110番の家に委嘱するものとする。

- (1) 子どもが通学等に利用している道路又は公園、広場等の付近に立地する住家、事業所等の建物(以下「建物」という。)を、現に占有していること。
- (2) 年間を通して相当な期間、こども110番の家としての活動が可能であること。

(3) こども110番の家としてふさわしい建物を所有し、適任と認められる者であること。

2 市長は、申込書を提出した者のうち、不相当と認めたものは委嘱しないこととし、理由を付してその旨を通知しなければならない。

(解嘱)

第6条 市長は、委嘱者が次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

(1) 委嘱者が、こども110番の家辞退届(第2号様式。以下「辞退届」という。)を提出した場合

(2) こども110番の家が、適切に管理されていない場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がこども110番の家として不相当であると認めた場合

2 市長は、前項の規定に基づいて委嘱者を解嘱する場合、当該委嘱者に理由を付してその旨を通知しなければならない。

(標示板の掲出)

第7条 市長は委嘱者にこども110番の家標示板(第3号様式。以下「標示板」という。)を提供し、委嘱者は標示板を子どもが外から容易に確認できる場所に掲出しなければならない。

2 こども110番の家を解嘱された者は、標示板を撤去し、適切に処分しなければならない。

(変更の確認)

第8条 市長は、こども110番の家の委嘱者に対して、必要と認めた場合は、登録内容及び継続意思の確認を行うことができる。

2 前項の確認は、こども110番の家継続確認書(第4号様式。以下「継続確認書」という。)により行うものとする。

(名簿の管理)

第9条 市長は、こども110番の家名簿(第5号様式。以下「名簿」という。)を適切に管理し、委嘱者の登録内容に変更が生じた場合は、速やかにこれを変更しなければならない。

- 2 委嘱者は、申込書及び継続確認書の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告するものとする。
- 3 市長は、次の団体がこども110番の家名簿提供依頼書（第6号様式。以下「名簿提供依頼書」という。）を提出した場合において、必要と認めるときは名簿の写し（関係する通学区域に係る部分に限る。）を提供することができる。
 - (1) 小学校
 - (2) 春日井警察署
 - (3) 春日井市小中学校PTA連絡協議会
 - (4) 安全・安心まちづくりポニター連絡会
 - (5) 子ども応援団「地域のおじさん・おばさん」
 - (6) 区・町内会・自治会
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がこども110番の家の目的に資すると認める団体
- 4 名簿の写しの提供を受ける団体は、名簿の写しを適正に管理し、保管する者（以下「名簿管理者」という。）を指定しなければならない。
- 5 名簿管理者は、提供された名簿の写しについて次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) こども110番の家の活動目的以外に利用し、又は公開しないこと。
 - (2) 他の団体等に名簿の写しを提供し、又は必要以上の複写を行わないこと。
 - (3) 名簿の写し及びその複写物は適切に管理し、所在を明らかにすること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。
- 6 市長は、名簿に変更が生じた場合は、速やかに名簿管理者へ報告し、変更を指示しなければならない。
- 7 名簿管理者は、市長から名簿の変更の指示を受けた場合は、速やかに名簿の写し及びその複写物の内容を変更しなければならない。
- 8 名簿管理者は、名簿の写しが不要となった場合は、その複写物を含めて速やかに市長へ返却しなければならない。

（報償等）

第10条 こども110番の家に係る活動は、全て無償とする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前のこども110番の家要綱の規定に基づいてなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

こども110番の家登録申込書

(宛先) 春日井市長

年 月 日

私は、こども110番の家の趣旨に賛同し、私が占有している次の所在地の建物について、こども110番の家として登録を申込みます。

また、登録後の個人情報の利用について同意します。

所在地	春日井市
会社名	
屋号	
ふりがな氏名 (自署)	
電話番号	
電子メールアドレス	※不審者情報等を配信しますので、できるだけ御記入ください。
小学校意見欄	

●注意事項

- 1 店舗又は事業所等の場合は、会社名又は屋号欄に会社名又は屋号等を御記入の上、氏名欄に事業所等の代表者御自身で御署名ください。
- 2 個人の住家等の場合は、会社名及び屋号欄は空欄のまま、氏名欄に御自身で御署名ください。

●個人情報の利用について

この申込書に記載された個人情報は、次のとおり利用しますので、必ずよくお読みいただき、同意していただいた上で申込みしていただきますようお願いいたします。

- 1 春日井市総務部市民安全課がこども110番の家名簿に登録し、管理します。
- 2 小学校及び春日井警察署において、こども110番の家の活動のために利用します。
- 3 次の団体に対して、こども110番の家の活動のために、屋号、氏(姓)及び所在地の個人情報を提供することがあります。

①春日井市小中学校PTA連絡協議会、②安全・安心まちづくりポニター、③子ども応援団「地域のおじさん・おばさん」、④区・町内会・自治会、⑤その他市長が認める団体

第2号様式（第6条関係）

こども110番の家辞退届

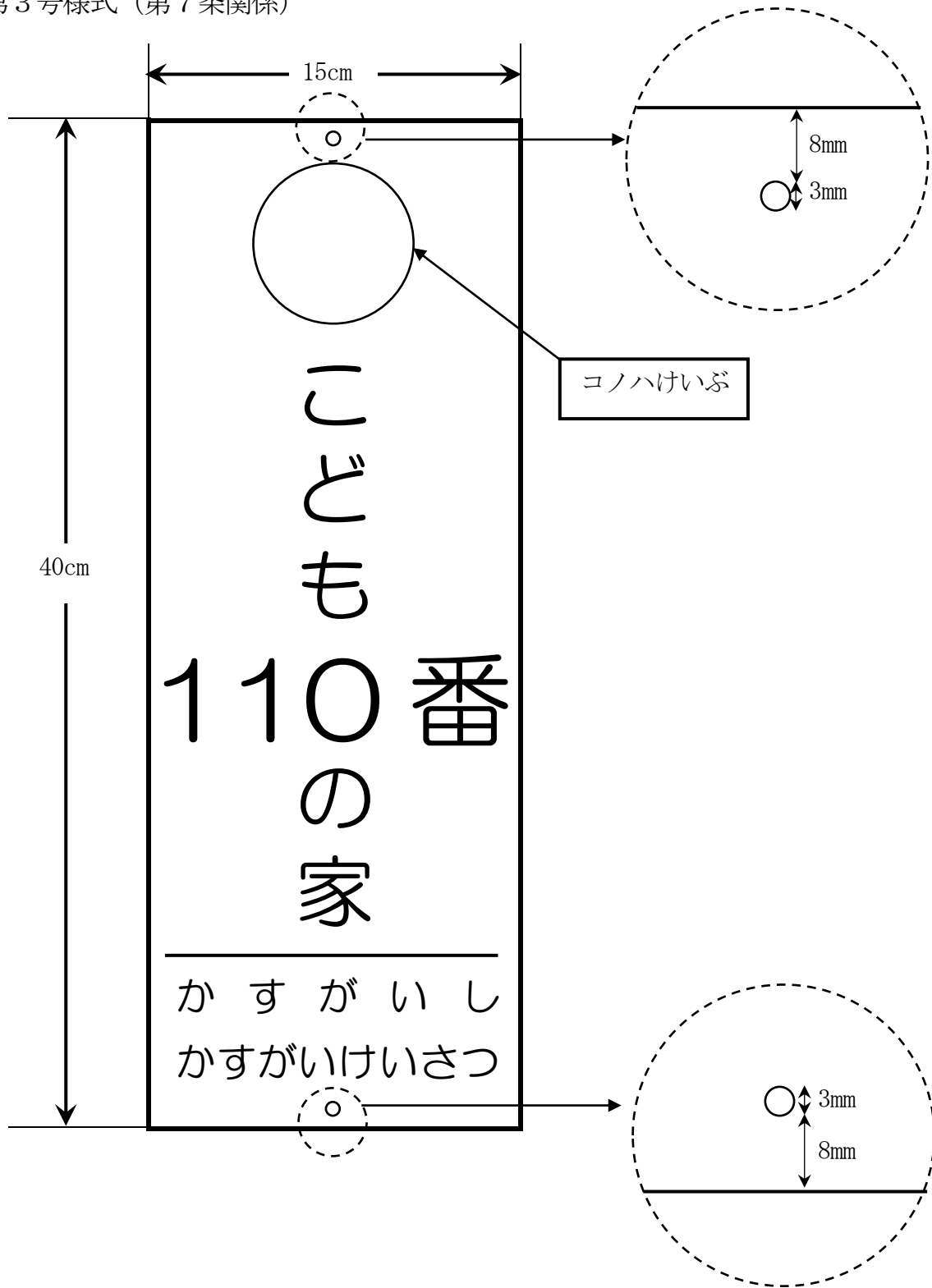
(宛先) 春日井市長

年 月 日

私は、こども110番の家を辞退します。

所在地	春日井市
会社名	
屋号	
ふりがな氏名	
電話番号	
辞退の事由等	
辞退の年月日	年 月 日

第3号様式 (第7条関係)



こども110番の家継続確認書

（宛先）春日井市長

年 月 日

私は、こども110番の家の趣旨に賛同し、私が占有している次の所在地の建物について、こども110番の家としての登録を継続します。

所在地	春日井市
会社名	
屋号	
ふりがな氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	※不審者情報等を配信しますので、できるだけ御記入ください。

●注意事項

- 1 店舗又は事業所等の場合は、会社名又は屋号欄に会社名又は屋号等を御記入の上、氏名欄に事業所等の代表者名を御記入ください。
- 2 個人の住家等の場合は、会社名及び屋号欄は空欄のまま、御提出ください。

●個人情報の利用について

この申込書に記載された個人情報は、引き続き次のとおり利用しますので、必ずよくお読みいただきますようお願いいたします。

- 1 春日井市総務部市民安全課がこども110番の家名簿に登録し、管理します。
- 2 小学校及び春日井警察署において、こども110番の家の活動のために利用します。
- 3 次の団体に対して、こども110番の家の活動のために、屋号、氏（姓）及び所在地の個人情報を提供することがあります。

①春日井市小中学校PTA連絡協議会、②安全・安心まちづくりポニター、③子ども応援団「地域のおじさん・お婆さん」、④区・町内会・自治会、⑤その他市長が認める団体

第5号様式（第9条関係）

こども110番の家名簿

通し 番号	校別 番号	学校 番号	小学校区	郵便番号	所在地 (町名)	所在地 (地番)	会社名	屋号	氏 名	電話番号	委嘱日	解嘱日	備考

●注意事項

この名簿は、次の事項を遵守して適切に取り扱うこと。

- 1 こども110番の家の活動目的以外に利用し、又は公開しないこと。
- 2 他の団体等に名簿の写しを提供し、又は必要以上の複写を行わないこと。
- 3 名簿の写し及びその複写物は適切に管理し、所在を明らかにすること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。

●提供先

この名簿は、次の団体がこども110番の家名簿提供依頼書（第6号様式）を提出した場合においてその写しを提供することができる（関係する通学区域に係る部分に限る。）。

- 1 小学校
- 2 春日井警察署
- 3 春日井市小中学校PTA連絡協議会
- 4 安全・安心まちづくりポニター連絡会
- 5 子ども応援団「地域のおじさん・おばさん」
- 6 区・町内会・自治会
- 7 前各号に掲げるもののほか、市長がこども110番の家の目的に資すると認める団体

こども110番の家名簿提供依頼書

（宛先）春日井市長

年 月 日

こども110番の家名簿について、次のとおり個人情報の提供を依頼します。

また、依頼するにあたり、以下の誓約事項を遵守します。

団 体 名	
団体代表者名 （自署）	
名簿管理者名	
名簿管理者 住 所	春日井市
名簿管理者 電 話 番 号	
依 頼 対 象	
依 頼 理 由	
複 写 枚 数	
誓約事項	<ol style="list-style-type: none">1 提供を受けた個人情報は、目的以外に利用しないこと。2 提供を受けた個人情報は、適切に管理すること。3 本要綱に定めるもののほか、春日井市個人情報保護条例及び関連する法令を遵守すること。